

所管部課	企画政策部 企画政策課		部長	神山 尚		
件名	東大和市土曜開庁の実施に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令について					
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	市民課、子育て支援課、保育課				
<p>1. 要 旨</p> <p>土曜開庁の取扱業務について、既存業務の明確化や令和5年度からの業務の追加等を行うため、「東大和市土曜開庁の実施に関する事務取扱要綱」の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 第8条第2項 「市長は、原則として東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例（平成20年条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員のうちから、窓口案内の職務に従事する職員を命ずるものとする。」を削除する。</p> <p>② 別表市民課の項中 「自動車の臨時運行許可証」を「自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標」に改める。（既存業務の明確化）</p> <p>③ 別表子育て支援課の項中 「高校生等医療費助成の資格取得、資格消滅等の届出」を追加する。（業務の追加）</p> <p>④ 別表保育課の項中 「給食費に関する事務」を「副食費に関する事務」に改める。（文言整理）</p> <p>⑤ 別表保育課の項中 「利用者支援事業における相談」を追加する。（既存業務の明確化）</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 土曜開庁の業務が明確化され、市民の利便性の向上が図られる。</p>						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における報告終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。